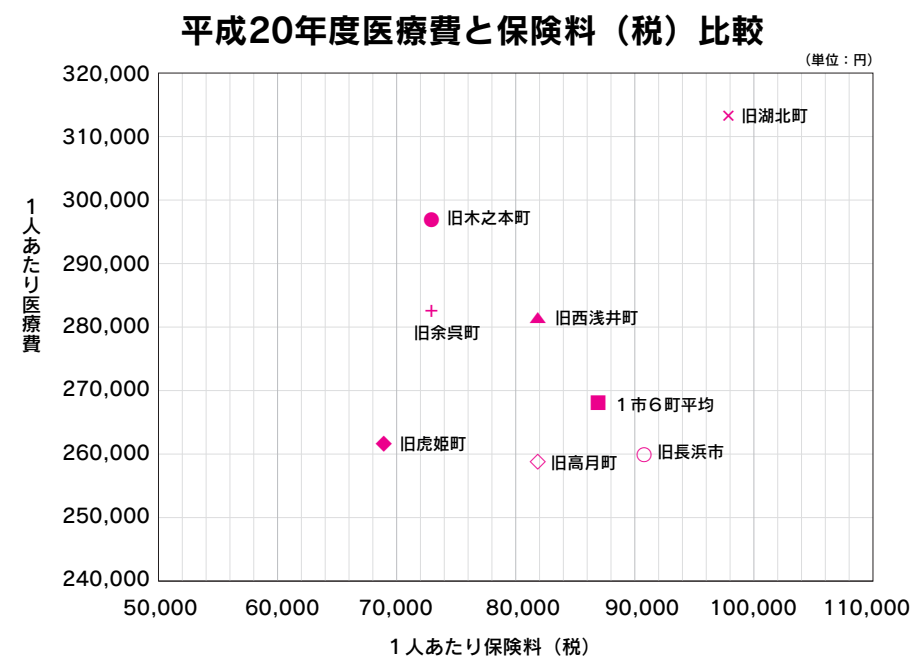


TOPICS



医療費と保険料(税)の状況について

平成20年度1人あたり国保医療費と保険料(税)額についての旧1市6町比較は左図のとおりです。医療費の最も高いのが旧湖北町の31万4千円、最も低いのが旧高月町の25万8千円と5万6千円の差があります。保険料(税)では最も高いのが旧湖北町の9万8千円、最も低いのが旧虎姫町の6万8千円で3万円の差となっています。平均では1人あたり医療費は26万8千円、国保料(税)は8万7千円となります。

今後の国保制度を守るためにご協力を

医療費は高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い大きく伸びています。長浜市国保においては毎年3%～8%の大幅な医療費の伸びを示しており、平成20年度は赤字決算となりました。国においても平成22年度の医療費は7%以上の伸びを想定しています。しかし、それに対する保険料収入は長引く不況や雇用状況悪化の影響をまともに受け、必要な収入を確保できないという事態となっており、料率の見直しは必至の状況となっています。

今後も国民皆保険の基礎である国保制度を守るために、加入者一人ひとりの協力が不可欠となります。そのためには、①決められた保険料を納期内納付していただくこと。②特定健診等を積極的に受けていただき、日頃の健康維持や病気の早期発見・早期治療に努めていただくこと。③かかりつけ医やかかりつけ薬局を持っただき、ジェネリック医薬品の利用など医療費削減に協力していただくこと。等を強くお願いします。これらの一つひとつの協力が、国保制度を守ることに繋がっていきます。

国保運営協議会委員を募集します

国保運営協議会委員は国民健康保険事業の運営にかかる重要事項を審議する法律で定められた機関です。協議会は年間3～4回予定しています。委員は被保険者代表、保険医等代表、公益代表、被用者保険代表の15人で構成されます。今回募集するのは、被保険者代表の2人です。

今回の任期は平成22年5月1日から平成24年4月30日の2年間。

- 【募集期間】 4月5日(月)～4月12日(月)
- 【募集人員】 2人
- 【応募条件】 18歳以上の長浜市国民健康保険被保険者で、長浜市（旧6町分含む）国民健康保険料(税)を完納している人
- 【応募方法】 応募申出書および応募動機（400字以内・様式は自由）を期日までに提出ください。応募申出書は長浜市ホームページに掲載します。応募者多数の場合は選考により決定します。
- 【提出先】 市保険医療課、各支所福祉生活課

- 問 市保険医療課 (☎6512)
- 浅:福祉生活課 (☎74352)
- び:福祉生活課 (☎72523)
- 虎:福祉生活課 (☎73482)
- 湖:福祉生活課 (☎78830)
- 高:福祉生活課 (☎85311)
- 木:福祉生活課 (☎82590)
- 余:福祉生活課 (☎88322)
- 西:福祉生活課 (☎89112)

TOPICS

平成22年4月1日より国民健康保険が次のとおり変わります

本年1月1日の1市6町の合併により旧長浜市の国保加入者は、賦課方法について大きく変わりませんが、旧6町の皆さんは平成22年度の賦課方法が大きく変わります。

次の合併時の4つの協定に基づき変更しますので、そのポイントを説明します。

- ①国民健康保険料(税)の賦課形態は国民健康保険料に統一する。
- ②国民健康保険料の賦課方式は、3方式（所得割・均等割（人数割）・平等割（世帯割））とする。
- ③平成21年度は現行のとおりとし、平成22年度から、保険給付に見合うよう算定した料率に統一する。
- ④保険給付については合併時から長浜市の制度に統一します。

ここが変わります！

- ①国民健康保険料(税)の賦課形態は国民健康保険料に統一する
 - I 国保料の料率は、その年度に必要な保険料額を算定し、その年の加入者の人数や所得、医療費が推定しやすい5月下旬に料率を告示することで決定します。
 - II 年間の保険料は6月中旬に通知書が各個人に送付され、1年間分を6月から翌年の3月までの10期で納付していただきます。
 - III その他、税と料では適用される法律が異なります。

- ②国民健康保険料の賦課方式は、3方式（所得割・均等割（人数割）・平等割（世帯割））とする
- 旧6町の資産税割は廃止します。その年度の医療費を支払うのに必要な保険料額の内訳は次のとおりになるよう設定した保険料率となります。

	現在(旧6町)	H22.4.1～
資 産 税 割	10%	廃止
所 得 割	40%	50%
均 等 割	35%	35%
平 等 割	15%	15%

- ③平成21年度は現行のとおりとし、平成22年度から、保険給付に見合うよう算定した料率に統一する
- 平成22年度からは、浅井地区*を除く全市が同一料率となることや旧6町では資産税割がなくなることにより、旧6町の人の保険料額にかなりの増減が見込まれます。平成20年度の旧1市6町の1人あたり平均医療費と保険料(税)の状況については、次頁の図をご覧ください。
- *浅井地区の調整は合併後5年の最終年度となり調整額はわずかとなっています。

変わりません！

- ④保険給付については合併時から長浜市の制度に統一します
- 国民健康保険の給付内容は変わりません。4月からの保険証は3月上旬から中旬にかけて「簡易書留郵便」で送付します。今、お使いの保険証は4月以降各自で廃棄してください。住所地に居住しておらず郵便局に転送依頼をされている人は住所地以外は配達されませんのでご注意ください。なお、後期高齢者医療加入者の保険証は7月末日まで有効ですので、今回更新はありません。